

ご家庭に持ち帰り、ご家族とご一緒にお読みください

# 健保だより

2020年12月

第231号

広島県自動車販売健康保険組合

〒733-0036 広島市西区観音新町2-4-25 TEL (082) 292-8643 FAX (082) 292-8779

## インフルエンザ 予防接種を受けましょう

低温で乾燥した環境を好むインフルエンザが流行するのは、例年12月から3月です。インフルエンザには予防ワクチンが有効です。インフルエンザワクチンは、接種から2週間ほどで効果が表れるので、早めの接種が確実な予防効果になります。「3密」を避けるなど、新型コロナ対策も引き続き実行しながら、必ずインフルエンザ予防ワクチンを接種しましょう。

### 健康保険組合では、インフルエンザ予防接種の費用を助成しています。

このことについては、「健保だより」9月号でお知らせしているところですが、再度次のとおりお知らせします。

- 1 対象者 被保険者及び被扶養者
- 2 助成期間 令和3年1月31日までに接種されたもの
- 3 助成額 1人につき期間中1回限りで1,000円  
但し接種費用1,000円未満の場合は実費相当額とし、2回接種による方法の場合は2回で1回とみなします。
- 4 申請手続 令和3年2月26日までに、「インフルエンザ予防接種助成金申請書」に領収書を添付して、事業所健康保険事務担当者又は直接健康保険組合へ申請してください。

## 禁煙治療にチャレンジ ▶▶▶

2020年4月から健康増進法が改正され、原則として指定喫煙所以外の屋内ではタバコを吸えなくなりました。望まない受動喫煙をなくすルールですが、喫煙者にとっては密室で有害な煙を多量に吸うことになり、新型コロナへのリスクを高めてしまいます。

当組合ではスマートフォンを活用する禁煙サポート事業を実施しています。

- ①対象者 禁煙を望む被保険者。  
(一時的な禁煙や本数を減らすことを目的としない)
- ②費用 全額健康保険組合が負担します。
- ③方法 アプリにより医薬品と指導員による6か月間サポート
- ④申込方法 スマートフォンにアプリをダウンロードする
- ⑤業務委託先 (株) キュア・アップ



健康保険組合へご連絡いただければ、参加方法等の資料を送付します。  
また、禁煙サポート事業の詳細については、組合ホームページにご案内していますので、ご覧ください。

## 感染症予防の徹底を続けましょう

新型コロナウイルス感染症（以下、新型コロナ）の感染拡大で、私たちの暮らしの中に感染症予防がすっかり定着してきました。毎年、空気が乾燥する冬の時期は、インフルエンザをはじめ、ノロウイルスなどの感染性胃腸炎等、新型コロナ以外の感染症も流行します。ウイルスによる感染症の予防法は、新型コロナと基本は同じですから、気を抜かず、このまま継続していきましょう。

### 新型コロナ予防のための「新しい生活様式」

- まめな手洗い・手指消毒
- 咳エチケットの徹底
- 小まめに換気
- 身体的距離の確保
- 3密（密集・密接・密閉）の回避
- 健康管理

（発熱や風邪の症状がある場合は無理せず自宅で療養）



### プラスしたい感染症予防

#### ●インフルエンザは早めの予防接種を!

インフルエンザは新型コロナと初期症状が似ています。そのため、ワクチンを接種すれば、症状が出た場合インフルエンザの可能性が低くなるため、新型コロナを見つけやすくなります。早めの接種をお勧めします。



#### ●ノロウイルスは調理に注意! 十分に加熱を

ノロウイルスへの感染は、人からの他に、カキをはじめ、アサリやホタテ貝などの二枚貝を食べることで起こります。ノロウイルスが活性化する冬には二枚貝はもちろん、生食はできるだけ避け、中心部まで十分に加熱して食べるようにしましょう。



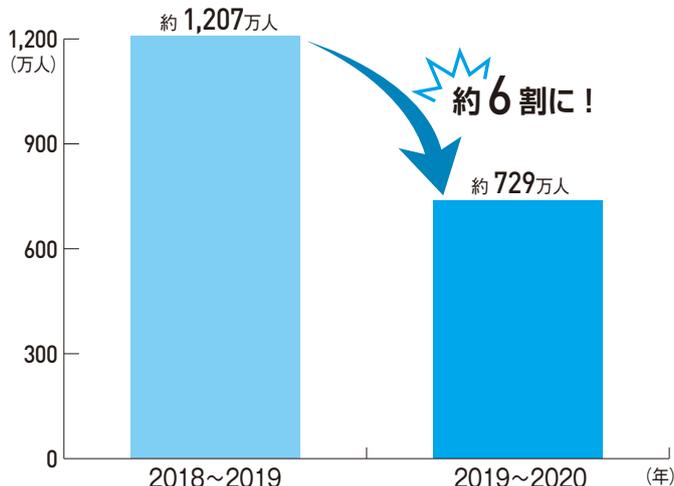
### 感染症予防徹底の成果?

#### インフルエンザ患者数が昨シーズンは激減!!

昨シーズン（2019～2020年）に全国でインフルエンザにかかった患者数は推計約729万人で、その前シーズン（2018～2019年）の約6割だったことが国立感染症研究所のまとめで分かりました。

新型コロナ感染予防の影響とみられていますが、今シーズンもみんなで徹底して予防に取り組み、感染症をシャットアウトしたいですね。

インフルエンザ患者数(全国推計)



2021年3月(予定)から

# マイナンバーカードが 健康保険証として 利用できるようになります

身分証明書やオンラインによる行政手続きなどさまざまなサービスに利用できるマイナンバーカード。2021年3月(予定)からは、健康保険証として利用できるようになります。

## ▶ 窓口でカードをかざすだけ

受診の際に、医療機関の窓口でマイナンバーカードをカードリーダーにかざします。カードの顔写真で本人確認をしたのち、カードのICチップにある電子証明書によりオンラインで医療保険の資格確認がされ、健康保険証を提示したときと同様に、医療費の一部負担だけで必要な医療が受けられます。

※カードリーダー未設置の医療機関では健康保険証の提示が必要です。



## マイナンバーカードの健康保険証利用のメリット

### 保険証の切り替え時でも使える

就職や転職、引っ越し時も、保険証の切り替えを待たずに受診できます。



### 医療保険の資格確認が早く正確に

オンラインによる資格確認で窓口の事務処理が早く正確になります。



### 書類の持参が不要に

高額療養費の「限度額適用認定証」などの書類の持参が不要になります。



### 医療保険の事務コスト削減

医療保険の請求誤りが減り、保険者等の事務コスト削減につながります。



このほか、2021年秋ごろからは、政府が運営するオンラインサービス「マイナポータル」で、薬剤情報や特定健診情報等を確認したり、医療費情報を取得して領収書がなくても医療費控除の手続きができるようになる予定です。

## ▶ 利用には事前の登録が必要です

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、事前に登録が必要です。事前登録はマイナポータルのトップページから申し込むことができます。

マイナポータル

検索

## マイナンバーカードを申請してください



マイナンバーカードを持っていない方は、スマホやパソコン、街中の証明用写真機、郵便により無料で申請できます。申請方法の詳細は、「マイナンバーカード総合サイト」で確認できます。

マイナンバーカード交付申請

検索

## マイナンバーを見られても大丈夫？

マイナンバーカードの健康保険証利用には、ICチップの中の電子証明書を使うため、窓口でマイナンバーを取り扱うことはありません。また、他の人がマイナンバーを使って手続きすることはできない仕組みになっています。

## 個人情報は大丈夫？

受診歴や薬剤情報などの個人情報がICチップに記録されることはありません。

## 今後はマイナンバーカードがないと受診できないの？

従来の健康保険証でも受診できます。

Check Point

## ● 医療費通知書をお送りしました。

被保険者やご家族の方が、病気やけがで医療機関に受診したときの医療費及び柔道整復施術療養費について定期的にお知らせしています。

今回のお知らせは、5月から8月に受診した医療費と、7月から10月に支給決定した柔道整復施術療養費について「医療費通知書」をお送りしました。

また、柔道整復施術療養費を長期で受療されている方へは別途お知らせしています。

これら医療費等は皆さまが医療機関等の窓口でお支払いする費用と、月々のお給料から納付されている大切な保険料が財源になっていることを正しくご認識いただき、日々の健康管理に気をつけて医療費等の節約にご協力をお願いします。

医療費通知を受け取ったら、医療機関や薬局等の領収証と間違いがないかチェックしていただき、日数や金額が相違している場合は、ご面倒でも健康保険組合にお知らせください。

医療費通知書は、現在世帯単位でまとめて行っています。家族間の情報提供とはいえ本人の同意が必要となりますが、健康保険組合の事務負担などが膨大であるため、厚生労働省のガイドラインによって黙示による包括的な同意が得られているとの考え方が示されています。

このことにより、世帯単位での医療費を通知することとしていますので、ご家族の方で同意されない方は、当健康保険組合までご連絡ください。

## ○ 医療費控除では医療費通知書も添付書類に使えます。

1年間の医療費支払額（高額医療費などで健康保険組合から給付した額を除く。）がご家族で10万円を超える場合は医療費控除を受けることができます。

医療費控除の申告の手続きが、従来の医療費等の領収書等の添付に代わり、医療費通知書を添付することでも申告ができるようになっていきます。

医療費通知書により申告するときの留意点としては、医療費通知書の発行には医療機関の受診から時間がかかるため反映されていない部分については、医療費の領収書から作成した明細書を添付することになります。また実際に支払った額と一致しない場合には、申告者自身に実際に負担した額に訂正して申告していただくこととなります。

なお、当組合ホームページの申請書一覧には医療費通知書交付申請書がありますので、医療費控除等で必要な方は申請ください。

制度の仕組みや対象など詳しい内容については、最寄りの税務署などでご相談ください。

## セルフメディケーション税制

税金が  
安くなる!

市販薬を購入したら領収書(レシート)を大切に保存しておきましょう。1年間に家族で購入した合計額が12,000円を超えた場合、税務署で「セルフメディケーション税制」の申告を行うことで、医療費控除を受けて税金の還付が受けられます(控除上限88,000円)。対象となる市販薬にはパッケージにマークが付いています。

このマークが目印です

セルフメディケーション  
税 控除 対象



対象商品のレシート(領収書)には、商品名、金額、セルフメディケーション税制の対象商品であることが記載されています。

利用には健診の受診やインフルエンザワクチンの接種など健康を守るための取り組みが必要です。詳しくは国税庁のWEBサイトなどでご確認ください。

※セルフメディケーション税制を利用すると、従来の医療機関での支払いに対する医療費控除は受けられなくなります。

## 健康保険組合の現況 (令和2年10月末現在)

1. 事業所数 17社	4. 平均年齢 40.65歳 (男 41.40歳、女 36.66歳)
2. 被保険者数 3,956人 (男 3,335人、女 621人)	5. 被扶養者数 4,082人
3. 平均標準報酬 348,843円 (男 366,336円、女 254,902円)	6. 前期高齢者数 186人